

コロナ禍における要介護者のサービス提供体制確保等の取組について

1 現状と課題等

高齢者や施設従事者へのワクチン接種が完了となる中、県外の方と接触した事実や介護をしていた家族が陽性者になったこと等の理由のみで、在宅の要介護者が居宅系サービス事業所から利用拒否に遭い、必要なサービスが受けられない事例が発生しました。

また、最近ではブレイクスルー感染も確認される状況となっています。

2 高齢者施設等におけるクラスターの発生状況

令和2年度は12件のクラスターが発生し、今年度は10月末時点で7件発生しています。

3 令和3年度の取組

このような中、県として、必要な介護サービスの提供を確保するため、次の取組を実施しています。

(1)通知の発出による注意喚起等

①介護保険サービス提供（事業者に通知（R3.4））

4月19日付けで介護保険事業者あてに文書を発出し、検査の結果陰性となつた者への介護保険サービス提供は、提供を拒む正当な理由には該当しないことから、感染防止対策を徹底のうえサービスを提供するよう通知しました。

②サービス提供体制の確保（保険者及び事業者に通知（R3.6） 別紙1）

6月24日付けで保険者及び事業者あてに文書を発出し、「訪問介護の継続」「訪問看護の検討」「短期入所療養介護の利用」について、保険者に対し必要な取組を実施するよう通知するとともに、併せて居宅系（訪問介護・訪問看護）及び居宅介護支援事業所に対しサービス提供の継続に向けた取組を進めるよう通知しました。加えて、短期入所療養介護が必要な場合には、県として県老人保健施設協会の協力を得て受入調整を行う旨、併せて周知しました。

③地域包括支援センターとの連携強化（保険者に通知（R3.8））

8月27日付けで保険者あてに文書を発出し、感染の急拡大に伴い医療提供体制への負荷が増大している状況を踏まえ、「地域包括支援センターとの連携強化」について通知するとともに、あらためて「訪問看護の利用」「短期入所療養介護の利用」について周知しました。

④感染防止対策の一層の徹底（各事業所・施設へ注意喚起（R3.9））

9月28日に各事業所・施設あてに電子メールを発信し、「引き続き高齢者施設等でクラスターが発生」「ブレイクスルー感染も確認」されていることを周知するとともに感染防止対策の一層の徹底を依頼しました。

(2)個別ケースへの対応

①保険者との連携 別紙2

在宅要介護者へのサービス提供が困難となったケースについて、保険者は月2回、取組状況の報告を求めていました。

現時点では、2件、短期入所にかかる相談案件の報告がありましたが、いずれのケースも入所には至ることなく終結しています。

②県への相談事例 別紙3

事業者や保険者からの相談事例については別紙4のとおりです。

(3)研修会の開催

新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設等事業所を対象に、県内で発生した高齢者施設等でのクラスター事例に基づくWeb研修会を以下のとおり開催しました。

①令和3年5月20日（木）18時00分から19時30分

【参加者数】申込数 265 施設（827人） 当日アクセス数 312件

【内容】○「高齢者施設等クラスター発生事例について」

- 「介護職から見た新型コロナウイルスクラスター下の状況」
- 「新型コロナウイルスクラスターを経験して」
- 「高齢者施設等における業務継続支援について」

②令和3年11月4日（木）18時30分から20時00分

【参加者数】申込数 152 施設（374人） 当日アクセス数 150件

【内容】○「高齢者施設における感染症の発生状況について」

- 「新型コロナウイルス感染症 県内発生状況等について」
- 「感染者等が発生した場合の対応と感染拡大防止対策について」

(4)抗原定性検査キットの活用

- ・軽度でも症状が現れた場合などに、早期発見・感染拡大防止の観点から検査キットの活用。（1,268機関に配布。R3.11.30現在）
- ・対象施設は、医療機関、高齢者施設等
- ・検査対象は、症状が現れた場合等、医師が必要と判断した従事者。

(5)物資の配布

毎月、厚生労働省から無償で配布される手袋及びマスク（5月から8月までの期間は除く）を市町及び三重県老人福祉施設協会・三重県老人保健施設協会を通じて、高齢者施設等に配布しています。

また、新型コロナの感染者が発生した高齢者施設等において、感染拡大防止対策のために必要となる手袋・ガウン・アルコール消毒液等で、高齢者施設等で備蓄している数量では不足し、追加購入分が納品されるまでに必要となる数量を、高齢者施設等の支援要請に応じて無償で配布しています。

(6)必要な経費の支援

入所者や職員に新型コロナ感染者が発生し、通常のサービス提供では発生しないかかり増し経費については、今年度も「サービス提供体制確保事業」で補助が可能です。

本県では4月下旬から申請受付を開始し、ホームページで事業の概要や申請手続きについて案内するとともに、電子メールでも周知しました。また、コロナ発生報告の事業者からは、本補助金の問い合わせも多数寄せられており、その都度、丁寧な対応を心がけています。

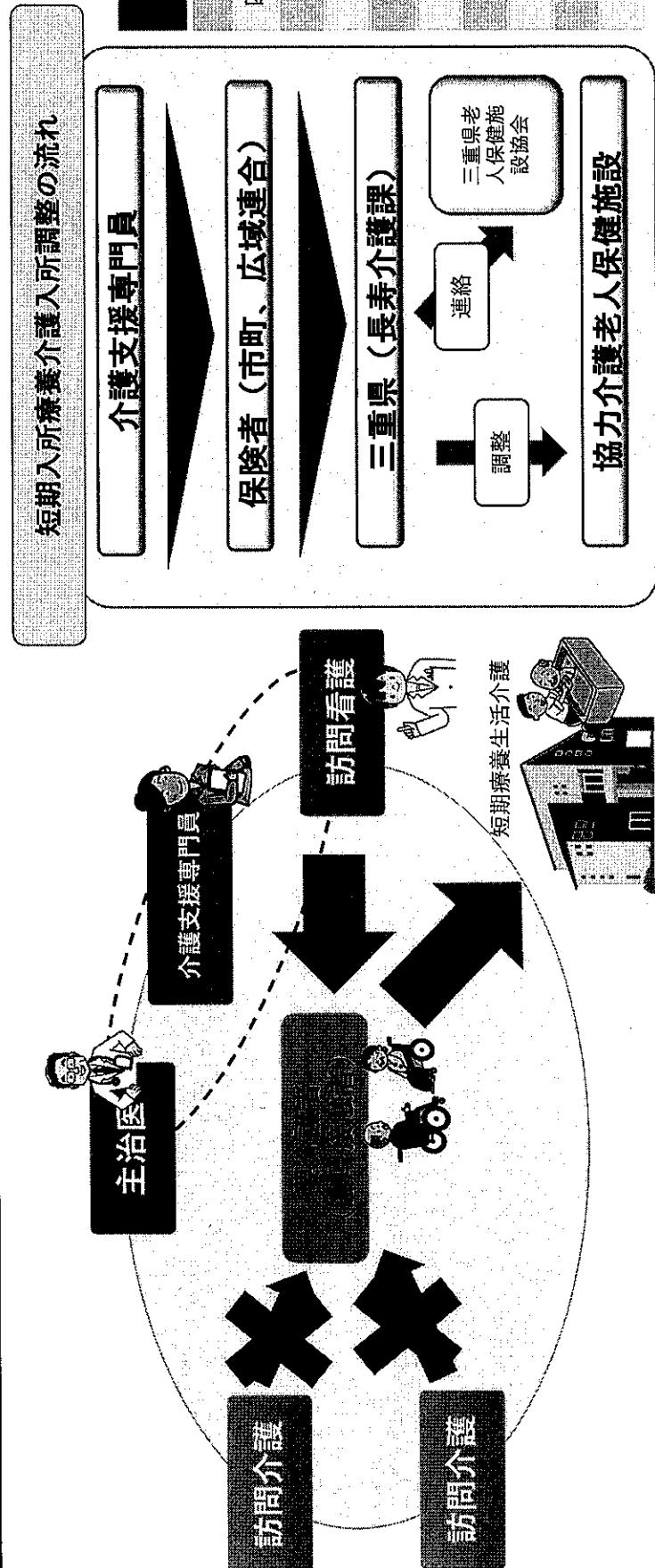
(7)介護老人保健施設におけるコロナ退院者の受入 別紙4

コロナ陽性者が入院後に退院基準を満たす状態になった際、要介護高齢者の受入協力可能な介護老人保健施設は県内で42施設あり、令和3年7月末時点で5施設・7名の受入実績がありました。

コロナ禍における在宅要介護者のサービス提供体制について

別紙 1

- ① 要介護者の家族が新型コロナウィルスに感染又は濃厚接触者となつた場合の介護サービスの対応については、令和3年2月に発出された国の通知では、感染防止策を徹底したうえ介護サービスを提供することとし、感染の懸念があることのみを理由にサービス提供を拒むことは正当な理由には当たらぬ旨示されており、県から事業者あて再度通知し徹底を図りました。（各サービスの基準省令において、正當な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされています。）
- ② 県内においては、訪問介護サービスを確保できない事態が生じたほか、介護支援専門員協会宣言にあわせて事業者あて再度通知看護宣言を行いました。
- ③ このため、訪問介護サービスの確保が困難な場合、医師会、介護支援専門員協会、訪問看護ステーション協議会、訪問看護専門員協会、介護会、医師会、訪問介護サービスの確保が困難であると判断した場合は、保険者に相談のうえ必要に応じて保険者から県に依頼いただき、県が老人保健施設協会の協力を整えます。
- ④ なお、担当介護専門員が当該要介護者の在宅生活が困難であると判断した場合は、老人保健施設の短期入所療養介護（ショートステイ）への入所調整を行います。



在宅要介護者のサービス提供体制にかかる取組状況

別紙2

	津市	四日市市		伊勢市		松阪市		桑名市		名張市		鳥羽市		いなべ市		志摩市		伊賀市		木曽岬町		東員町		菰野町		
		訪問看護 相談 対応	短期入所 相談 対応	訪問看護 相談 対応																						
7月	上旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	上旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	上旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	上旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	上旬																									
	下旬																									
12月	上旬																									
	下旬																									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○Aケース
介護者の感染、入院等により、ケアマネと協議し、要介護者（当時PCR検査陰性）の短期入所利用が必要と判断。介護者を要請するも全ての事業所にて受け入れを拒否されたため利用できなくなった。受け入れ拒否の理由としては、「PCR検査で陰性でも濃厚接触者との2週間は受け不可」「多床室しかなく、万が一発症した際に感染防止策が徹底できない」とのこと。その後、要介護者の発熱を認め、PCR検査の再検査の結果陽性反応が出たため、医療機関に入院となり、短期入所の利用調整の対応には至らなかった。

○Bケース
家族（息子）のとの二人暮らし世帯で、息子の感染に伴い残された本人の支援を検討する必要が生じた。本人はこれまで、ほぼ毎日通所介護を利用しながら在宅生活を送っていたが、濃厚接触者となってしまった。どのような支援ができるか検討したところ、濃厚接触者となると別居親族の方が見守りやカーテル交換の確認等の支援を行っていましたが、結果的に短期入所を利用せずにはならなかった。
なお、本人及び別居家族については、PCR検査の結果、陰性であることが明らかになっている。

保険者からの相談事例

	保険者	時期	相談内容	対応結果	備考
1	D	8月	母親と息子の2人暮らしの家で、息子がコロナに感染し入院した。息子が母親を介護していたので、介護をする人がいなくなった。この母親を老健の短期入所療養介護を利用させたい。なお、この母親はPCR検査を受けないとの説明があった。短期入所療養介護の利用が不可で、要介護認定は受けていない。現在は、訪問看護で対応している。	県から老健に対し、受入可能か調整を図ったが、PCR検査で陰性となっていないことを理由に、すべての施設に受入を断られた。老健としては、この母親は陽性の疑いが高く、施設内にコロナウイルスを持ち込まれるのは避けたいとの説明があった。短期入所療養介護の利用が不可であることから、訪問看護で対応していただくよう依頼した。	相談の翌日、この母親の陽性が判明した。
2	E	8月	父親（要介護5）と息子の2人暮らしの家で、介護をしていた息子がコロナに感染し自宅療養になった。息子が介護できなくなつたので、この父親を老健の短期入所療養介護を利用させたい。なお、この父親はPCR検査を受けた時は陰性であった。現在は、訪問看護で対応している。	県から老健に対し、受入可能か調整を図ったが、PCR検査で陰性とのことであるが、陽性者と同居しているので、感染している可能性が高く、近いうちに陽性者になる可能性が高いので受入を断りたいとのことであった。短期入所療養介護の利用が不可であることから、訪問看護で対応していただくよう依頼した。	相談の翌々日、この父親の陽性が判明した。
3	F	9月	独居の高齢者（要支援2）が、コロナ陽性者となつたが、軽症で入院できない状況にある。介護する人がいないので、老健の短期入所療養介護を利用させたい。現在は、訪問看護で対応している。	老健から陽性者の受入はしていないと、以前に確認していたことから、その旨を伝えるとともに、訪問看護での対応を依頼した。	

事業者からの相談事例

事業者			時期	相談内容	対応結果	備考
1	C	8月	クラスターに認定された通所系サービスの利用者が他の介護サービス事業を利用する時に、陰性証明書がないとサービス調整ができないとケアマネに言われたが必要か。	その利用者はPCR検査の結果陽性となつたため、保健所の指示により自宅待機を行い、その後のサービス提供が可能とされた方です。	新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービス提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない。（介護保険最新情報V01920）	今回の場合、保健所がサービス提供は可能としているのであり、陰性証明書がないとサービス提供できないといふのは、サービスを拒否する正当な理由に該当しないので、ケアマネと対応を協議するよう指導した。

その他、県外の家族と接触があった、感染により同居家族が入院したが本人は陰性であった等の場合に、介護サービスを受けられないとの苦情相談が数件ありました。が、検査の結果コロナ陰性となつた者（濃厚接触者含む）に対するサービス提供拒否については、提供を拒む正当な理由には該当しないことから、感染防止対策を徹底したうえでサービスを提供するよう事業者を指導しています。

別紙 4

「退院基準を満たす要介護高齢者受入れ協力介護老人保健施設設」における受入実績

圏域	協力施設数	患者受入れ実績(令和3年4月末)		患者受入れ実績(令和3年7月末)	
		施設数	人数	施設数	人数
北勢圏域	14	1	1	1	1
中勢伊賀圏域	14	3	4	4	4
南勢志摩圏域	13	1	1	1	2
東紀州圏域	1	0	0	0	0
計	42	5	6	5	7

